

改正	昭和39年12月25日条例第87号 〔第1次改正〕	昭和40年3月31日条例第2号 〔第2次改正〕
	昭和40年12月25日条例第49号 〔第3次改正〕	昭和41年4月30日条例第24号 〔北海道支庁設置条例等の一部を改正 する条例第10条による改正〕
	昭和41年12月28日条例第60号 〔第4次改正〕	昭和42年3月20日条例第14号 〔第5次改正〕
	昭和42年7月27日条例第29号 〔第6次改正〕	昭和43年3月31日条例第15号 〔第7次改正〕
	昭和43年8月31日条例第31号 〔保健所設置条例等の一部を改正する 条例による改正〕	昭和43年12月26日条例第48号 〔第8次改正〕
	昭和44年12月22日条例第52号 〔第9次改正〕	昭和45年3月31日条例第26号 〔第10次改正〕
	昭和45年7月31日条例第46号 〔北海道支庁設置条例等の一部を改正 する条例第9条による改正〕	昭和45年10月31日条例第62号 〔北海道支庁設置条例等の一部を改正 する条例第9条による改正〕
	昭和45年12月23日条例第72号 〔第11次改正〕	昭和46年4月1日条例第18号 〔市町の廃置分合等に伴う関係条例の 整備に関する条例第6条による改正〕
	昭和46年11月1日条例第48号 〔町を市とする処分に伴う関係条例の 整備に関する条例第9条による改正〕	昭和46年12月22日条例第54号 〔第12次改正〕
	昭和47年4月1日条例第12号 〔町を市とする処分等に伴う関係条例 の整備に関する条例第16条による改正〕	昭和47年4月3日条例第22号 〔第13次改正〕
	昭和47年12月25日条例第67号 〔第14次改正〕	昭和48年4月1日条例第39号 〔第15次改正〕
	昭和48年12月1日条例第63号 〔市の廃置分合に伴う関係条例の整備 に関する条例第9条による改正〕	昭和48年12月21日条例第74号 〔第16次改正〕
	昭和49年3月31日条例第5号 〔第17次改正〕	昭和49年12月25日条例第66号 〔第18次改正〕
	昭和50年11月23日条例第37号 〔第19次改正〕	昭和51年3月31日条例第3号 〔第20次改正〕
	昭和51年12月24日条例第68号 〔第21次改正〕	昭和52年3月31日条例第14号 〔第22次改正〕
	昭和52年12月23日条例第37号 〔第23次改正〕	昭和53年3月31日条例第15号 〔第24次改正〕
	昭和53年12月26日条例第49号 〔第25次改正〕	昭和54年7月27日条例第23号 〔第26次改正〕
	昭和54年12月26日条例第35号 〔第27次改正〕	昭和55年4月1日条例第59号 〔村を町とする処分に伴う関係条例の 整備に関する条例第6条による改正〕
	昭和55年7月22日条例第68号 〔第28次改正〕	昭和55年12月24日条例第78号 〔第29次改正〕

昭和56年3月31日条例第19号 〔第30次改正〕	昭和56年12月24日条例第51号 〔第31次改正〕
昭和57年4月1日条例第3号 〔第32次改正〕	昭和57年12月28日条例第33号 〔第33次改正〕
昭和58年12月27日条例第32号 〔第34次改正〕	昭和59年4月1日条例第2号 〔第35次改正〕
昭和59年12月26日条例第72号 〔第36次改正〕	昭和60年12月25日条例第40号 〔第37次改正〕
昭和61年12月23日条例第50号 〔第38次改正〕	昭和62年12月23日条例第38号 〔第39次改正〕
昭和63年4月1日条例第7号 〔北海道条例の整理に関する条例第3条による改正〕	昭和63年12月21日条例第67号 〔第40次改正〕
平成元年3月31日条例第11号 〔第41次改正〕	平成元年12月19日条例第69号 〔第42次改正〕
平成2年12月26日条例第36号 〔第43次改正〕	平成3年10月25日条例第37号 〔第44次改正〕
平成3年12月25日条例第42号 〔第45次改正〕	平成4年3月31日条例第56号 〔第46次改正〕
平成4年12月18日条例第79号 〔第47次改正〕	平成5年10月19日条例第35号 〔第48次改正〕
平成5年12月17日条例第39号 〔第49次改正〕	平成6年3月31日条例第23号 〔第50次改正〕
平成6年12月16日条例第62号 〔第51次改正〕	平成7年3月30日条例第14号 〔第52次改正〕
平成7年12月28日条例第45号 〔第53次改正〕	平成8年8月30日条例第36号 〔町を市とする処分等に伴う関係条例の整理に関する条例第10条による改正〕
平成8年12月18日条例第49号 〔第54次改正〕	平成9年10月23日条例第71号 〔第55次改正〕
平成9年12月17日条例第77号 〔第56次改正〕	平成10年3月31日条例第26号 〔北海道立学校条例の一部を改正する条例第1条・第2条による改正〕
平成10年12月17日条例第56号 〔第57次改正〕	平成11年10月15日条例第44号 〔第58次改正〕
平成11年12月17日条例第81号 〔第59次改正〕	平成12年3月29日条例第83号 〔第60次改正〕
平成12年12月20日条例第134号 〔第61次改正〕	平成13年3月30日条例第35号 〔第62次改正〕
平成13年10月19日条例第64号 〔第63次改正〕	平成14年12月20日条例第78号 〔第64次改正〕
平成15年12月17日条例第77号 〔第65次改正〕	平成16年3月31日条例第72号 〔第66次改正〕
平成16年11月26日条例第98号 〔市町村の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例第9条による改正〕	平成16年12月17日条例第106号 〔第67次改正〕
平成17年3月31日条例第46号 〔第68次改正〕	平成17年8月31日条例第88号 〔市町村の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例第13条による改正〕
平成17年12月20日条例第138号	平成18年1月31日条例第1号

〔第69次改正〕	〔市町村の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例第20条による改正〕
平成18年10月17日条例第85号 〔第70次改正〕	平成19年3月16日条例第33号 〔学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例第5条による改正〕
平成19年10月19日条例第66号 〔第71次改正〕	平成20年3月31日条例第62号 〔第72次改正〕
平成20年10月14日条例第99号 〔第73次改正〕	平成21年3月31日条例第15号 〔北海道条例の整備に関する条例第136条による改正〕
平成21年9月18日条例第82号 〔町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例第8条による改正〕	平成21年10月16日条例第92号 〔第74次改正〕
平成22年6月29日条例第42号 〔第75次改正〕	平成22年10月19日条例第46号 〔第76次改正〕
平成23年7月19日条例第42号 〔第77次改正〕	平成23年10月18日条例第50号 〔第78次改正〕
平成24年3月30日条例第64号 〔第79次改正〕	平成24年10月16日条例第87号 〔第80次改正〕
平成25年10月15日条例第57号 〔第81次改正〕	平成26年3月28日条例第72号 〔第82次改正〕
平成26年10月14日条例第102号 〔第83次改正〕	平成27年10月13日条例第52号 〔第84次改正〕
平成28年3月31日条例第66号 〔第85次改正〕	平成28年10月18日条例第94号 〔第86次改正〕
平成29年10月17日条例第53号 〔第87次改正〕	平成30年10月19日条例第55号 〔第88次改正〕
平成31年3月15日条例第54号 〔第89次改正〕	令和元年10月16日条例第31号 〔第90次改正〕
令和2年3月31日条例第64号 〔第91次改正〕	令和2年10月13日条例第90号 〔第92次改正〕

北海道立学校設置条例をここに公布する。

北海道立学校条例

〔北海道立学校設置条例〕を題名改正〔昭和63年条例7号〕

(趣旨)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の設置並びに高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(高等部に限る。)の入学検定料等の徴収に関しては、この条例の定めるところによる。

一部改正〔昭和63年条例7号・平成17年138号・19年33号・20年62号・22年42号〕

(高等学校)

第2条 北海道が設置する高等学校の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(中等教育学校)

第2条の2 北海道が設置する中等教育学校の名称及び位置は、別表第1の2のとおりとする。

追加〔平成17年条例138号〕

(特別支援学校)

第3条 北海道が設置する特別支援学校の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

一部改正〔平成19年条例33号〕

(附属施設)

第3条の2 北海道札幌視覚支援学校に、附属施設として、理療研修センターを置く。

追加〔平成6年条例23号〕、一部改正〔平成26年条例102号〕

(入学検定料等の徴収)

第4条 高等学校においては、入学検定料、入学料、授業料、寄宿舎使用料、通信教育受講料及び科目受講料を徴収する。

2 中等教育学校においては、入学検定料、進級料（前期課程を修了した者が後期課程に進級するに際して徴収する費用をいう。以下同じ。）及び入学料（後期課程に入学する者（転学をする者及び編入学をする者を含む。以下同じ。）に係るものに限る。）を徴収する。

3 前項に定めるもののほか、中等教育学校（後期課程に限る。）においては、授業料及び寄宿舎使用料を徴収する。

4 前3項に定めるもののほか、高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）及び特別支援学校（高等部に限る。）においては、証明書交付手数料を徴収する。ただし、これらの学校に在学する者に係るものについては、この限りでない。

追加〔昭和63年条例7号〕、一部改正〔平成2年条例36号・17年138号・20年62号・22年42号・26年72号〕

(入学検定料等の額)

第5条 前条第1項に規定する入学検定料その他の費用の額は、別表第3のとおりとする。

2 前条第2項及び第3項に規定する入学検定料その他の費用の額は、次のとおりとする。

(1) 入学検定料 2,200円

(2) 進級料及び入学料 5,650円

(3) 授業料 年額11万8,800円

(4) 寄宿舎使用料 月額2,680円

3 前条第4項に規定する証明書交付手数料の額は、次に掲げる証明書の交付について、1通につき400円とする。

(1) 卒業証明書

(2) 修了証明書

(3) 成績証明書

(4) 単位修得証明書

(5) 調査書

(6) その他の証明書

追加〔昭和63年条例7号〕、一部改正〔平成17年条例138号・19年33号・20年62号・22年42号・24年64号・26年72号・28年66号・31年54号〕

(納付方法等)

第6条 入学検定料、入学料、進級料、授業料（学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程に係るものに限る。）、通信教育受講料、科目受講料及び証明書交付手数料は、北海道収入証紙で納めなければならない。

2 既に納付した第4条各項に規定する入学検定料その他の費用は、還付しない。

追加〔昭和63年条例7号〕、一部改正〔平成12年条例83号・17年138号・20年62号・22年42号・24年87号・26年72号〕

(減免)

第7条 入学検定料、入学料、進級料、授業料、寄宿舎使用料、通信教育受講料及び証明書交付手数料は、教育委員会が必要と認めたときは、減免することができる。

追加〔昭和63年条例7号〕、一部改正〔平成20年条例62号・22年42号・23年42号・26年72号〕

(教育委員会への委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

追加〔昭和63年条例7号〕

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

一部改正〔平成4年条例79号・6年62号・7年14号・20年99号・21年15号・22年46号〕

附 則（昭和39年12月25日条例第87号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。ただし、北海道夕張鹿島高等学校に係る改正規定は、昭和40年1月1日から施行する。

附 則（昭和40年3月31日条例第2号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和40年3月31日から施行する。ただし、別表第4に係る改正規定は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年12月25日条例第49号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中北海道留萌工業高等学校及び北海道紋別西高等学校に係る部分は昭和41年3月31日から、別表第4の改正規定は規則で定める日から施行する。

（昭和41年1月規則第3号で、同41年1月15日から施行）

附 則（昭和41年4月30日条例第24号）

〔北海道支庁設置条例等の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和41年5月1日から施行する。

附 則（昭和41年12月28日条例第60号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和42年3月31日から施行する。

附 則（昭和42年3月20日条例第14号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年7月27日条例第29号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和42年8月1日から施行する。

附 則（昭和43年3月31日条例第15号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年8月31日条例第31号）

〔保健所設置条例等の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和43年9月1日から施行する。（後略）

附 則（昭和43年12月26日条例第48号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和44年3月31日から施行する。ただし、北海道妹背牛高等学校及び北海道苫前高等学校に係る改正規定は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年12月22日条例第52号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例の施行期日は、教育委員会規則で定める。

（昭和44年12月教育委員会規則第21号で、同44年12月23日から、ただし、別表第1に係る改正規定は、同44年4月1日から施行）

附 則（昭和45年3月31日条例第26号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年7月31日条例第46号）

〔北海道支庁設置条例等の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和45年8月1日から施行する。

附 則（昭和45年10月31日条例第62号）

〔北海道支庁設置条例等の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和45年11月1日から施行する。

附 則（昭和45年12月23日条例第72号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年4月1日条例第18号）

〔市町の廃置分合等に伴う関係条例の整備に関する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年11月1日条例第48号）

〔町を市とする処分に伴う関係条例の整備に関する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年12月22日条例第54号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年4月1日条例第12号）

〔町を市とする処分等に伴う関係条例の整備に関する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年4月3日条例第22号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年12月25日条例第67号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年4月1日条例第39号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

（北海道職員等の定数に関する条例の一部改正）

2 北海道職員等の定数に関する条例（昭和47年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和48年12月1日条例第63号）

〔市の廃置分合に伴う関係条例の整備に関する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年12月21日条例第74号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月31日条例第5号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年12月25日条例第66号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年12月23日条例第37号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月31日条例第3号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年12月24日条例第68号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月31日条例第14号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年12月23日条例第37号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中北海道南幌高等学校、北海道東川高等学校及び北海道中頓別高等学校に係る部分並びに附則第2項の規定は、昭和53年1月1日から施行する。

（北海道職員等の定数に関する条例の一部改正）

- 2 北海道職員等の定数に関する条例（昭和47年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和53年3月31日条例第15号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年12月26日条例第49号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中北海道清里高等学校及び北海道中札内高等学校に係る部分並びに附則第2項の規定は、昭和54年3月1日から施行する。

（北海道職員等の定数に関する条例の一部改正）

- 2 北海道職員等の定数に関する条例（昭和47年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和54年7月27日条例第23号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年12月26日条例第35号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中北海道古平高等学校、北海道旭川南高等学校、北海道愛別高等学校及び北海道豊浦高等学校に係る部分並びに附則第2項の規定は、昭和55年3月31日から施行する。

（北海道職員等の定数に関する条例の一部改正）

- 2 北海道職員等の定数に関する条例（昭和47年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和55年4月1日条例第59号）

〔村を町とする処分に伴う関係条例の整備に関する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年7月22日条例第68号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和55年9月1日から施行する。

附 則（昭和55年12月24日条例第78号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月31日条例第19号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年12月24日条例第51号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月1日条例第3号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年12月28日条例第33号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中北海道帯広緑陽高等学校に係る部分及び附則第2項の規定は、昭和58年1月1日から施行する。

（北海道職員等の定数に関する条例の一部改正）

- 2 北海道職員等の定数に関する条例（昭和47年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和58年12月27日条例第32号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月1日条例第2号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年12月26日条例第72号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年12月25日条例第40号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年12月23日条例第50号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年12月23日条例第38号）

〔北海道立学校設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日条例第7号抄）

〔北海道条例の整理に関する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - （1）北海道立肢体不自由児総合療育センター使用料及び手数料条例（昭和47年北海道条例第41号）
 - （2）北海道保健所使用料及び手数料条例（昭和22年北海道条例第16号）
 - （3）北海道立高等学校の授業料等徴収条例（昭和28年北海道条例第122号）
 - （4）北海道立教職員検診センター使用料条例（昭和49年北海道条例第65号）

（経過措置）

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に北海道立高等学校の生徒であった者に係る授業料の額は、生徒が専攻科に入学する場合を除き、第3条の規定による改正後の北海道立学校条例（以下「改正後の条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日以後において、転学若しくは転籍又は編入学をした者に係る授業料の額は、改正後の条例の規定にかかわらず、当該者が転学若しくは転籍又は編入学をした年次に属する在学者に係る額と同額とする。
- 5 施行日以後において、転学又は編入学をしようとする者に係る入学検定料及び転学又は編入学をした者に係る入学料の額は、改正後の条例の規定にかかわらず、当該者が転学若しくは編入学をしようとする年次又は転学若しくは編入学をした年次に属する在学者に係る額と同額とする。

附 則（昭和63年12月21日条例第67号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和64年4月1日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 31 日 条例第 11 号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成元年 3 月 31 日において現に北海道立高等学校の生徒であった者に係る授業料の額は、生徒が専攻科に入学する場合を除き、この条例による改正後の北海道立学校条例（以下「改正後の条例」という。）第 5 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において、転学若しくは転籍又は編入学をした者に係る授業料の額は、改正後の条例第 5 条の規定にかかわらず、当該者が転学若しくは転籍又は編入学をした年次に属する在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成元年 12 月 19 日 条例第 69 号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 12 月 26 日 条例第 36 号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 10 月 25 日 条例第 37 号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後において、転学若しくは編入学をしようとする者に係る入学検定料又は転学若しくは編入学をした者に係る入学料の額は、この条例による改正後の北海道立学校条例の規定にかかわらず、当該者が転学若しくは編入学をしようとする年次又は転学若しくは編入学をした年次に属する在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成 3 年 12 月 25 日 条例第 42 号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 31 日 条例第 56 号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 4 年 3 月 31 日において現に北海道立高等学校の生徒であった者に係る授業料（学年による教育課程の区分を設けない課程に係るものを除く。）の額は、生徒が専攻科に入学する場合を除き、この条例による改正後の北海道立学校条例（以下「改正後の条例」という。）別表第 5 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において、転学若しくは転籍又は編入学をした者に係る授業料の額は、改正後の条例別表第 5 の規定にかかわらず、当該者が転学若しくは転籍又は編入学をした年次に属する在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成 4 年 12 月 18 日 条例第 79 号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 10 月 19 日 条例第 35 号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後において、転学若しくは編入学をしようとする者に係る入学検定料又は転学若しくは編入学をした者に係る入学料の額は、この条例による改正後の北海道立学校条例の規定にかかわらず、当該者が転学若しくは編入学をしようとする年次又は転学若しくは編入学をした年次に属する在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成 5 年 12 月 17 日 条例第 39 号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 31 日 条例第 23 号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年12月16日条例第62号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

改正 平成7年3月10日条例第14号

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月10日条例第14号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道立学校条例の規定は、平成7年1月17日以後に入学した者に係る入学金について適用する。
- 3 北海道立学校条例の一部を改正する条例（平成6年北海道条例第62号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成7年12月28日条例第45号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年8月30日条例第36号）

〔町を市とする処分等に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

この条例は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成8年12月18日条例第49号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年10月23日条例第71号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後において、転学若しくは編入学をしようとする者に係る入学検定料又は転学若しくは編入学をした者に係る入学金の額は、この条例による改正後の北海道立学校条例別表第5の規定にかかわらず、当該者が転学若しくは編入学をしようとする年次又は転学若しくは編入学をした年次に属する在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成9年12月17日条例第77号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日条例第26号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例中第1条、次項及び附則第4項の規定は平成10年4月1日から、第2条及び附則第3項の規定は平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成10年3月31日において現に北海道立高等学校の生徒であった者に係る授業料（定時制の課程のうち学年による教育課程の区分を設けない課程に係るものを除く。次項において同じ。）の額は、生徒が専攻科に入学する場合を除き、第1条の規定による改正後の北海道立学校条例別表第5の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成11年3月31日において現に北海道立高等学校の生徒であった者に係る授業料の額は、生徒が専攻科に入学する場合を除き、第2条の規定による改正後の北海道立学校条例別表第5の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成10年4月1日以後において、転学若しくは転籍又は編入学をした者に係る授業料の額は、この条例による改正後の北海道立学校条例別表第5の規定にかかわらず、当該者が転学若しくは転籍又は編入学をした年次に属する在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成10年12月17日条例第56号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年10月15日条例第44号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後において、転学又は編入学をした者に係る入学料の額は、この条例による改正後の北海道立学校条例別表第5の規定にかかわらず、当該者が転学又は編入学をした年次に属する在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成11年12月17日条例第81号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日条例第83号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月20日条例第134号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日条例第35号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日において現に北海道立高等学校の生徒であった者に係る授業料（定時制の課程のうち学年による教育課程の区分を設けない課程に係るものを除く。）の額は、生徒が専攻科に入学する場合を除き、この条例による改正後の北海道立学校条例（以下「改正後の条例」という。）別表第5の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において、転学若しくは転籍又は編入学をした者に係る授業料の額は、改正後の条例別表第5の規定にかかわらず、当該者が転学若しくは転籍又は編入学をした年次に属する在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成13年10月19日条例第64号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後において、転学又は編入学をした者に係る入学料の額は、この条例による改正後の北海道立学校条例別表第5の規定にかかわらず、当該者が転学又は編入学をした年次に属する在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成14年12月20日条例第78号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月17日条例第77号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日条例第72号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年11月26日条例第98号）

〔市町村の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

この条例は、平成16年12月1日から施行する。

附 則（平成16年12月17日条例第106号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日条例第46号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日において現に北海道立高等学校の生徒であった者に係る授業料（定時制の課程

のうち学年による教育課程の区分を設けない課程に係るものを除く。)の額は、当該者が専攻科に入学する場合を除き、この条例による改正後の北海道立学校条例(以下「改正後の条例」という。)別表第5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日以後において、転学若しくは転籍又は編入学をした者に係る授業料の額は、改正後の条例別表第5及び前項の規定にかかわらず、当該者が転学若しくは転籍又は編入学をした年次に属する在学者に係る額と同額とする。

附 則(平成17年8月31日条例第88号)

[市町村の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例の附則]

この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) (前略)第13条中北海道立学校条例別表第1北海道檜山北高等学校の項の改正規定(中略)平成17年9月1日
- (2) (前略)第13条中北海道立学校条例別表第1の改正規定(北海道阿寒高等学校に係る部分に限る。)(中略)平成17年10月11日

附 則(平成17年12月20日条例第138号)

[北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則]

- 1 この条例は、平成18年11月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1、別表第4及び別表第5の改正規定並びに次項から附則第5項までの規定 平成18年4月1日
- (2) 第1条の改正規定(「規定する高等学校」の次に「、中等教育学校」を加える部分に限る。)、第2条の次に1条を加える改正規定及び別表第1の次に1表を加える改正規定 平成19年4月1日

- 2 平成18年度に北海道立高等学校の定時制の課程(学年による教育課程の区分を設けない課程を除く。)及び専攻科(以下「道立高校の定時制課程等」という。)に入学した者に係る授業料の額についてのこの条例による改正後の北海道立学校条例(以下「改正後の条例」という。)別表第5の規定の適用については、同表授業料の項中「31,200円」とあるのは、「23,400円」とする。

- 3 前項に定めるもののほか、改正後の条例別表第5の規定の適用については、平成18年度に限り、同表授業料の項中「1,690円」とあるのは「1,260円」と、同表通信教育受講料の項中「320円」とあるのは「240円」と、同表科目受講料の項中「1,690円」とあるのは「1,260円」とする。

- 4 平成18年3月31日において現に道立高校の定時制課程等の生徒であった者に係る授業料の額は、当該者が専攻科に入学する場合を除き、改正後の条例別表第5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 5 平成18年4月1日以後において、道立高校の定時制課程等に転学若しくは転籍又は編入学をした者に係る授業料の額は、改正後の条例別表第5及び前項の規定にかかわらず、当該者が転学若しくは転籍又は編入学をした年次に属する在学者に係る額と同額とする。

附 則(平成18年1月31日条例第1号)

[市町村の配置分合に伴う関係条例の整理に関する条例の附則]

この条例は、平成18年3月27日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) (前略)第20条中北海道立学校条例別表第1北海道函館水産高等学校の項、北海道上磯高等学校の項及び北海道大野農業高等学校の項の改正規定並びに同条例別表第4北海道七飯養護学校の項の改正規定(中略)平成18年2月1日
- (2) (略)
- (3) (前略)第20条中北海道立学校条例別表第1北海道富川高等学校の項の改正規定(中略)平成18年3月1日
- (4) (前略)第20条中北海道立学校条例別表第1の改正規定(北海道常呂高等学校、北海道留辺蘂高等学校及び北海道北見商業高等学校に係る部分に限る。)(中略)平成18年3月5日
- (5) (略)
- (6) (前略)第20条中北海道立学校条例別表第1北海道女満別高等学校の項、北海道静内高等学

校の項及び北海道静内農業高等学校の項の改正規定並びに同条例別表第4 北海道平取養護学校の項の改正規定（中略） 平成18年3月31日

附 則（平成18年10月17日条例第85号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日条例第33号）

〔学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月19日条例第66号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日条例第62号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年3月31日において現に北海道立高等学校又は北海道立中等教育学校の後期課程の生徒であった者に係る授業料（定時制の課程のうち学年による教育課程の区分を設けない課程に係るものを除く。）の額は、当該者が専攻科に入学する場合を除き、この条例による改正後の北海道立学校条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日以後において、転学若しくは転籍又は編入学をした者に係る授業料の額は、改正後の条例第5条第2項及び別表第3並びに前項の規定にかかわらず、当該者が転学若しくは転籍又は編入学をした年次に属する在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成20年10月14日条例第99号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第15号抄）

〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成21年9月18日条例第82号）

〔町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

この条例は、平成21年10月5日から施行する。

附 則（平成21年10月16日条例第92号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月29日条例第42号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道立学校条例の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年10月19日条例第46号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月19日条例第42号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道立学校条例第7条の規定は、平成23年3月11日から適用する。

附 則（平成23年10月18日条例第50号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第64号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月16日条例第87号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月15日条例第57号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第72号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成26年3月31日において現に北海道立高等学校又は北海道立中等教育学校の後期課程の生徒であった者に係る授業料及び通信教育受講料の徴収については、当該者が専攻科に入学する場合を除き、この条例による改正後の北海道立学校条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第1項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項に定めるもののほか、平成26年3月31日において現に公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等の生徒であった者であって、転学又は転学に類する編入学をしたものに係る授業料及び通信教育受講料の徴収については、改正後の条例第4条第1項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年10月14日条例第102号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月13日条例第52号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日条例第66号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月18日条例第94号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月17日条例第53号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月19日条例第55号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日条例第54号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和元年10月16日条例第31号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日条例第64号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（令和2年10月13日条例第90号）

〔北海道立学校条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

高等学校

名称	位置
北海道夕張高等学校	夕張市
北海道岩見沢東高等学校	岩見沢市
北海道岩見沢西高等学校	岩見沢市
北海道岩見沢農業高等学校	岩見沢市
北海道美唄尚栄高等学校	美唄市
北海道美唄聖華高等学校	美唄市
北海道芦別高等学校	芦別市
北海道滝川高等学校	滝川市
北海道滝川工業高等学校	滝川市
北海道砂川高等学校	砂川市
北海道深川西高等学校	深川市
北海道深川東高等学校	深川市
北海道南幌高等学校	南幌町
北海道奈井江商業高等学校	奈井江町
北海道長沼高等学校	長沼町
北海道栗山高等学校	栗山町
北海道月形高等学校	月形町
北海道新十津川農業高等学校	新十津川町
北海道札幌東高等学校	札幌市
北海道札幌西高等学校	札幌市
北海道札幌南高等学校	札幌市
北海道札幌北高等学校	札幌市
北海道札幌月寒高等学校	札幌市
北海道札幌啓成高等学校	札幌市
北海道札幌北陵高等学校	札幌市
北海道札幌手稲高等学校	札幌市
北海道札幌丘珠高等学校	札幌市
北海道札幌西陵高等学校	札幌市
北海道札幌白石高等学校	札幌市
北海道札幌東陵高等学校	札幌市
北海道札幌南陵高等学校	札幌市
北海道札幌東豊高等学校	札幌市
北海道札幌厚別高等学校	札幌市
北海道札幌真栄高等学校	札幌市
北海道札幌あすかぜ高等学校	札幌市
北海道札幌稲雲高等学校	札幌市
北海道札幌英藍高等学校	札幌市
北海道札幌平岡高等学校	札幌市
北海道札幌白陵高等学校	札幌市
北海道札幌国際情報高等学校	札幌市
北海道札幌東商業高等学校	札幌市

北海道札幌工業高等学校	札幌市
北海道札幌琴似工業高等学校	札幌市
北海道有朋高等学校	札幌市
北海道江別高等学校	江別市
北海道野幌高等学校	江別市
北海道大麻高等学校	江別市
北海道千歳高等学校	千歳市
北海道千歳北陽高等学校	千歳市
北海道恵庭南高等学校	恵庭市
北海道恵庭北高等学校	恵庭市
北海道北広島高等学校	北広島市
北海道北広島西高等学校	北広島市
北海道石狩翔陽高等学校	石狩市
北海道石狩南高等学校	石狩市
北海道当別高等学校	当別町
北海道小樽潮陵高等学校	小樽市
北海道小樽桜陽高等学校	小樽市
北海道小樽未来創造高等学校	小樽市
北海道小樽水産高等学校	小樽市
北海道寿都高等学校	寿都町
北海道蘭越高等学校	蘭越町
北海道俱知安高等学校	俱知安町
北海道俱知安農業高等学校	俱知安町
北海道岩内高等学校	岩内町
北海道余市紅志高等学校	余市町
北海道室蘭栄高等学校	室蘭市
北海道室蘭清水丘高等学校	室蘭市
北海道室蘭東翔高等学校	室蘭市
北海道室蘭工業高等学校	室蘭市
北海道苫小牧東高等学校	苫小牧市
北海道苫小牧西高等学校	苫小牧市
北海道苫小牧南高等学校	苫小牧市
北海道苫小牧総合経済高等学校	苫小牧市
北海道苫小牧工業高等学校	苫小牧市
北海道登別青嶺高等学校	登別市
北海道伊達開来高等学校	伊達市
北海道伊達緑丘高等学校	伊達市
北海道白老東高等学校	白老町
北海道厚真高等学校	厚真町
北海道虻田高等学校	洞爺湖町
北海道追分高等学校	安平町
北海道鶴川高等学校	むかわ町
北海道穂別高等学校	むかわ町
北海道富川高等学校	日高町
北海道平取高等学校	平取町
北海道浦河高等学校	浦河町
北海道静内高等学校	新ひだか町

北海道静内農業高等学校	新ひだか町
北海道函館中部高等学校	函館市
北海道函館西高等学校	函館市
北海道南茅部高等学校	函館市
北海道函館商業高等学校	函館市
北海道函館工業高等学校	函館市
北海道函館水産高等学校	北斗市
北海道上磯高等学校	北斗市
北海道大野農業高等学校	北斗市
北海道松前高等学校	松前町
北海道福島商業高等学校	福島町
北海道七飯高等学校	七飯町
北海道森高等学校	森町
北海道八雲高等学校	八雲町
北海道長万部高等学校	長万部町
北海道江差高等学校	江差町
北海道上ノ国高等学校	上ノ国町
北海道檜山北高等学校	せたな町
北海道旭川東高等学校	旭川市
北海道旭川西高等学校	旭川市
北海道旭川北高等学校	旭川市
北海道旭川南高等学校	旭川市
北海道旭川永嶺高等学校	旭川市
北海道旭川商業高等学校	旭川市
北海道旭川工業高等学校	旭川市
北海道旭川農業高等学校	旭川市
北海道士別翔雲高等学校	士別市
北海道名寄高等学校	名寄市
北海道名寄産業高等学校	名寄市
北海道富良野高等学校	富良野市
北海道富良野緑峰高等学校	富良野市
北海道鷹栖高等学校	鷹栖町
北海道上川高等学校	上川町
北海道東川高等学校	東川町
北海道美瑛高等学校	美瑛町
北海道上富良野高等学校	上富良野町
北海道下川商業高等学校	下川町
北海道美深高等学校	美深町
北海道留萌高等学校	留萌市
北海道苫前商業高等学校	苫前町
北海道羽幌高等学校	羽幌町
北海道遠別農業高等学校	遠別町
北海道天塩高等学校	天塩町
北海道稚内高等学校	稚内市
北海道浜頓別高等学校	浜頓別町
北海道枝幸高等学校	枝幸町
北海道豊富高等学校	豊富町

北海道礼文高等学校	礼文町
北海道利尻高等学校	利尻町
北海道北見北斗高等学校	北見市
北海道北見柏陽高等学校	北見市
北海道北見緑陵高等学校	北見市
北海道常呂高等学校	北見市
北海道留辺蘂高等学校	北見市
北海道北見商業高等学校	北見市
北海道北見工業高等学校	北見市
北海道網走南ヶ丘高等学校	網走市
北海道網走桂陽高等学校	網走市
北海道紋別高等学校	紋別市
北海道美幌高等学校	美幌町
北海道津別高等学校	津別町
北海道斜里高等学校	斜里町
北海道清里高等学校	清里町
北海道訓子府高等学校	訓子府町
北海道置戸高等学校	置戸町
北海道佐呂間高等学校	佐呂間町
北海道遠軽高等学校	遠軽町
北海道湧別高等学校	湧別町
北海道興部高等学校	興部町
北海道雄武高等学校	雄武町
北海道帯広柏葉高等学校	帯広市
北海道帯広三条高等学校	帯広市
北海道帯広緑陽高等学校	帯広市
北海道帯広工業高等学校	帯広市
北海道帯広農業高等学校	帯広市
北海道音更高等学校	音更町
北海道上士幌高等学校	上士幌町
北海道鹿追高等学校	鹿追町
北海道清水高等学校	清水町
北海道芽室高等学校	芽室町
北海道更別農業高等学校	更別村
北海道大樹高等学校	大樹町
北海道広尾高等学校	広尾町
北海道幕別清陵高等学校	幕別町
北海道池田高等学校	池田町
北海道本別高等学校	本別町
北海道足寄高等学校	足寄町
北海道釧路湖陵高等学校	釧路市
北海道釧路江南高等学校	釧路市
北海道釧路明輝高等学校	釧路市
北海道阿寒高等学校	釧路市
北海道釧路商業高等学校	釧路市
北海道釧路工業高等学校	釧路市
北海道釧路東高等学校	釧路町

北海道厚岸翔洋高等学校	厚岸町
北海道標茶高等学校	標茶町
北海道弟子屈高等学校	弟子屈町
北海道白糠高等学校	白糠町
北海道根室高等学校	根室市
北海道別海高等学校	別海町
北海道中標津高等学校	中標津町
北海道標津高等学校	標津町
北海道羅臼高等学校	羅臼町

全部改正〔平成22年条例46号〕、一部改正〔平成23年条例50号・24年87号・25年57号・26年102号・27年52号・29年53号・30年55号・令和元年31号・2年90号〕

別表第1の2（第2条の2関係）
中等教育学校

名称	位置
北海道登別明日中等教育学校	登別市

追加〔平成17年条例138号〕

別表第2（第3条関係）
特別支援学校

名称	位置	
北海道夕張高等養護学校	夕張市	
北海道岩見沢高等養護学校	岩見沢市	
北海道美唄養護学校	美唄市	
北海道南幌養護学校	南幌町	
北海道雨竜高等養護学校	雨竜町	
北海道札幌聾（ろう）学校	札幌市	
北海道札幌養護学校	（本校）	札幌市
	白桜高等学園	札幌市
	共栄分校	北広島市
北海道真駒内養護学校	札幌市	
北海道手稲養護学校	（本校）	札幌市
	三角山分校	札幌市
北海道星置養護学校	（本校）	札幌市
	ほしみ高等学園	札幌市
北海道札幌高等養護学校	札幌市	
北海道拓北養護学校	札幌市	
北海道札幌稲穂高等支援学校	札幌市	
北海道札幌視覚支援学校	札幌市	
北海道札幌伏見支援学校	（本校）	札幌市
	もなみ学園分校	札幌市
北海道札幌あいの里高等支援学校	札幌市	
北海道千歳高等支援学校	千歳市	
北海道白樺高等養護学校	北広島市	
北海道新篠津高等養護学校	新篠津村	
北海道高等聾学校	小樽市	
北海道小樽高等支援学校	小樽市	

北海道余市養護学校	(本校)	余市町
	しりべし学園分校	黒松内町
北海道室蘭聾学校		室蘭市
北海道室蘭養護学校		室蘭市
北海道苫小牧支援学校		苫小牧市
北海道伊達高等養護学校		伊達市
北海道平取養護学校	(本校)	平取町
	静内ペテカリの園分校	新ひだか町
北海道函館盲学校		函館市
北海道函館聾学校		函館市
北海道函館養護学校		函館市
北海道函館高等支援学校		函館市
北海道北斗高等支援学校		北斗市
北海道七飯養護学校	(本校)	七飯町
	おしま学園分校	北斗市
北海道今金高等養護学校		今金町
北海道旭川盲学校		旭川市
北海道旭川聾学校		旭川市
北海道旭川養護学校		旭川市
北海道旭川高等支援学校		旭川市
北海道鷹栖養護学校		鷹栖町
北海道東川養護学校		東川町
北海道美深高等養護学校	(本校)	美深町
	あいべつ校	愛別町
北海道小平高等養護学校		小平町
北海道稚内養護学校		稚内市
北海道北見支援学校		北見市
北海道網走養護学校		網走市
北海道紋別養護学校	(本校)	紋別市
	ひまわり学園分校	遠軽町
北海道紋別高等養護学校		紋別市
北海道帯広盲学校		帯広市
北海道帯広聾学校		帯広市
北海道帯広養護学校		帯広市
北海道新得高等支援学校		新得町
北海道中札内高等養護学校	(本校)	中札内村
	幕別分校	幕別町
北海道釧路養護学校		釧路市
北海道釧路鶴野支援学校		釧路市
北海道白糠養護学校		白糠町
北海道中標津支援学校		中標津町

全部改正〔平成22年条例46号〕、一部改正〔平成24年条例87号・25年57号・26年102号・27年52号・28年94号・30年55号・令和2年64号・90号〕

別表第3（第5条関係）

区分	金額	
	全日制の課程及び専攻科	定時制の課程及び専攻科

入学検定料	2,200円	950円
入学料	5,650円	2,100円
授業料	年額 118,800円	年額 32,400円 (学年による教育課程の区分を設けない課程については、1単位1,750円)
寄宿舍使用料	ブロック造	月額 2,080円
	鉄筋コンクリート造	月額 2,680円
通信教育受講料	1単位	340円
科目受講料	1単位	1,750円

追加〔昭和63年条例7号〕、一部改正〔平成元年条例11号・2年36号・3年37号・4年56号・5年35号・9年71号・10年26号・11年44号・12年83号・13年35号・64号・16年72号・17年46号・138号・19年33号・20年62号・22年42号・24年64号・26年72号・28年66号・31年54号〕